

田中寿夫議員に対し再度、反省と謝罪を求める決議

平成20年6月定例会において、会派「市民21」に対して狭山市議会は反省と謝罪を求める決議を行った。その経緯は「リサイクルプラザ建設に係わる疑惑」と称して、同会派より申し出のあった件について同会派の申し出に基づき、総務経済委員会の場で所管事務調査を行い、執行部に説明を求め、同会派の指摘についても十分に調査を行った。その結果、本件に係わる行政事務は法的に何ら問題はなく、正当な事務行為であることが委員会の総意として、田中寿夫委員も含めて異議なく確認され、終結した。これを受け、同会派の指摘はすべてが憶測に基づくものであり、市民に誤解や疑念を持たせる内容であることが明らかとなったため、議会人が十分な調査や明確な根拠がなく、市民に対して、誤解や疑念を抱かせる発言を意図的に行うことは市民を欺く行為であり、市民の代表者として議員の資質を大いに欠くものであると指摘し、議会決議を行った。

本定例会においても田中寿夫議員は、これまでも嚴重なる注意と猛省を促され、謝罪を求められていたにも係わらず、一般質問の場で、挑発的発言をし、取り消したものの議会を混乱に陥れる行為に至った。一般質問は、市政に対する自らの意見や執行者への質問を行う場であって、議会決議を侮辱したり、愚弄するような場ではない。さらに、今回の発言は自らの委員会での態度とも矛盾し、議会人として、ただただ議会を侮辱し混乱に陥れることを目的としていると断ぜざるを得ない。

よって、狭山市議会は議会を侮辱する田中寿夫議員に対し、再度反省と謝罪を求めるものである。

以上、決議する。

平成20年12月15日

埼玉県狭山市議会